証券コード　７７３４
平成 27 年 ６ 月 ５ 日

株　主　各　位

東京都板橋区小豆沢二丁目７番６号
理研計器株式会社
代表取締役社長　小林久悦

第109回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第109回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月25日（木曜日）午後５時10分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成27年６月26日（金曜日）午前10時
２．場　　所　東京都板橋区小豆沢二丁目８番25号
理研計器株式会社　本社別館会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項　１．第109期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第109期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額決定の件
第７号議案　当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

以　上

　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
　なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.rikenkeiki.co.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

１．企業集団の現況

（１）当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費税率引き上げに伴う個人消費の低迷が長引いているものの、政府・日銀の財政金融政策の効果により、円安・株高傾向が継続し、企業収益や雇用情勢の改善がみられるなど、緩やかな回復基調となっております。

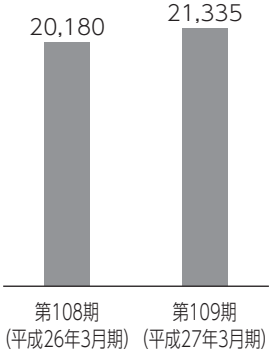
当社グループの属する産業防災保安機器業界におきましても、主要顧客の設備投資に対する若干の持ち直しもある一方、企業間競争が激しく、厳しい市場環境下で推移しました。

このような情勢のなかで、当社グループは、生産の合理化による原価低減、徹底した経費の削減、積極的な営業活動の展開、新製品開発への積極的投資、品質管理体制及びサービス体制の充実に取り組んで参りました。また、販売機種構成の変化や円安効果による採算改善により、当連結会計年度は前連結会計年度比で増収増益となりました。

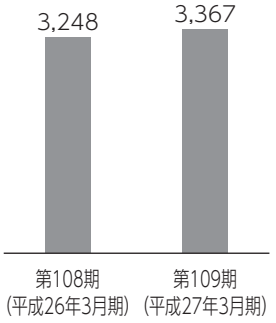
これらの諸施策の結果、当連結会計年度の売上高は213億３千５百万円（前連結会計年度比5.7％増）、営業利益は33億６千７百万円（前連結会計年度比3.7％増）、経常利益は38億１千６百万円（前連結会計年度比5.0％増）、当期純利益は26億９千３百万円（前連結会計年度比16.4％増）となりました。

（単位：百万円）

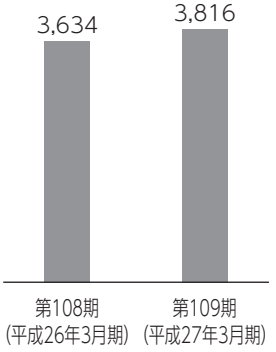
売上高



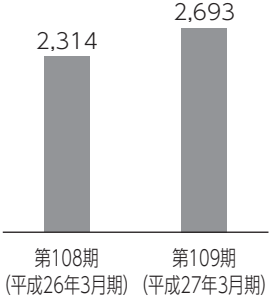
営業利益



経常利益



当期純利益



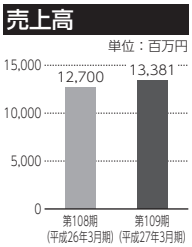
次に、機種別の売上の概況をご説明申しあげます。

定置型ガス検知警報機器

売上高
133億８千１百万円
（前連結会計年度比5.4％増）

システムコンポーネントの「マルチガス検知警報器」「毒性ガス検知警報器」は、半導体・液晶関連業界を中心とした設備投資の回復等により、売上は増加しました。

この結果、売上高は133億８千１百万円（前連結会計年度比5.4％増）となりました。

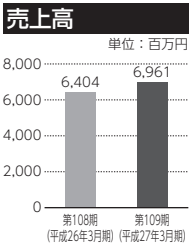


可搬型ガス検知警報機器

売上高
69億６千１百万円
（前連結会計年度比8.7％増）

鉄鋼・石油業界向け「ポータブル型複合ガス検知器」は、安全・保安意識の高まりによる需要に支えられ、売上は増加しました。

この結果、売上高は69億６千１百万円（前連結会計年度比8.7％増）となりました。

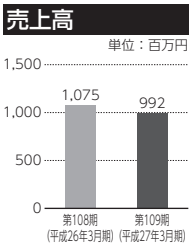


その他測定機器

売上高
９億９千２百万円
（前連結会計年度比7.7％減）

「光波干渉式ガス濃度計」は好調に推移しましたが、「表面分析装置」は研究機関等の需要の一巡により、売上は減少しました。

この結果、売上高は９億９千２百万円（前連結会計年度比7.7％減）となりました。



② 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は20億８千３百万円であり、その主なものは、開発センターの建設代金（工事完了金 13億８千６百万円）であります。

これに要した資金は、全額自己資金により充当しております。

また、当連結会計年度に増資あるいは社債発行などによる資金調達は行っておりません。

③ 吸収合併による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、平成27年１月１日を効力発生日として、当社の完全子会社である理研サービス株式会社、理研計器西日本サービス株式会社、理研計器関西サービス株式会社を吸収合併し、それぞれの子会社が営んでおりました当社製品のアフターメンテナンス事業に関する全ての権利義務を継承いたしました。

（2）直前３事業年度の財産及び損益の状況

①　企業集団の直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　分	第 106 期 (平成24年３月期)	第 107期 (平成25年３月期)	第 108 期 (平成26年３月期)	第 109 期 (当連結会計年度) (平成27年3月期)
受注高(百万円)	20,011	19,141	20,580	21,689
売上高(百万円)	20,586	19,802	20,180	21,335
経常利益(百万円)	2,768	3,099	3,634	3,816
当期純利益(百万円)	1,656	2,025	2,314	2,693
１株当たり当期純利益（円)	71.34	87.27	99.73	116.07
総資産(百万円)	33,175	34,888	37,249	41,293
純資産(百万円)	25,382	27,287	29,552	32,775
１株当たり純資産額（円)	1,093.40	1,175.67	1,273.39	1,412.43

②　当社の直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　分	第 106 期 (平成24年３月期)	第 107 期 (平成25年３月期)	第 108 期 (平成26年３月期)	第 109 期 (当事業年度) (平成27年３月期)
受注高(百万円)	19,457	18,628	19,888	20,872
売上高(百万円)	20,029	19,286	19,492	20,523
経常利益(百万円)	1,768	2,282	2,580	2,451
当期純利益(百万円)	1,088	1,576	1,646	6,086
１株当たり当期純利益（円)	46.81	67.77	70.79	261.73
総資産(百万円)	26,997	28,545	30,020	36,977
純資産(百万円)	19,747	21,103	22,434	28,897
１株当たり純資産額（円)	849.14	907.47	964.73	1,242.68

(注) 当社は、平成27年１月１日を効力発生日として、当社の連結子会社である理研サービス株式会社、理研計器西日本サービス株式会社、理研計器関西サービス株式会社を吸収合併いたしました。

合併効力発生日（平成27年１月１日）において、被合併会社である、理研サービス株式会社、理研計器西日本サービス株式会社、理研計器関西サービス株式会社の３社から受け入れた純資産と、当社が所有する同社株式の帳簿価額との差額を「抱合せ株式消滅差益」として特別利益（4,261百万円）に計上いたしました。

（3）重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社理研計器奈良製作所	50百万円	100%	ガス検知警報機器及び電子機器等の製造販売
理研実業股份有限公司	30百万ＮＴ$	100%	ガス検知警報機器等の販売及びアフターメンテナンスサービス
理研計器商貿（上海）有限公司	1,191千元	100%	ガス検知警報機器等の販売及びアフターメンテナンスサービス

(注) 理研サービス株式会社、理研計器西日本サービス株式会社、理研計器関西サービス株式会社の３社は、平成27年１月１日をもって、当社を存続会社とした吸収合併により消滅いたしました。

（4）対処すべき課題

今後のわが国経済は米国の景気拡大に牽引され、全体として景気は緩やかに回復するものと見込まれる一方、消費税率引き上げによる需要の変動や為替変動の懸念など先行き不透明感が続くものと考えられます。

産業防災保安機器業界におきましても、緩やかな景気回復が期待されますが、企業間競争の激化や為替変動等の懸念材料を考慮に入れると、予断を許さない状況が続くものと予想されます。

このような状況のもと、当社グループは、防災保安機器メーカーとして品質管理体制並びにサービス体制の充実、ユーザーニーズにそった製品開発、生産体制の効率化と省力化による原価低減、経費削減に努めると同時に国内外での積極的な販売活動を展開し、今後の業績確保を図ってまいります。

現在の取り組み状況は次のとおりです。

・中長期的な技術開発力の強化及び生産技術力の向上を図るため、埼玉県春日部市に開発センターを建設し、平成27年１月より稼働しております。

・販売部門とアフターメンテナンス部門の連携をより一層強化するため、平成27年１月１日付で、当社の完全子会社であり、当社製品のアフターメンテナンス事業を行っている理研サービス株式会社、理研計器西日本サービス株式会及び理研計器関西サービス株式会社の３社を吸収合併いたしました。

・監査・監督機能の強化とコーポレート・ガバナンス体制の充実及びさらなる経営の健全性と透明性の向上を図るため、本定時株主総会での株主の皆様の承認を条件として、当社は、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

（5）主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

当社の企業集団は、当社、子会社３社及び関連会社６社で構成され、ガス検知警報機器の製造販売を主な内容とし、さらにこれに関わるアフターメンテナンスサービスの事業活動を展開しており、これらの事業を１セグメントとしております。

事業内容の内訳は次のとおりであります。

区　　分	主　要　製　品　名	売上高比率(%)
定置型ガス検知警報機器	総合保安防災システム、毒性ガス検知警報装置、酸欠事故防止用検知警報装置、可燃性ガス検知警報装置、複合ガス検知警報装置	62.7
可搬型ガス検知警報機器	毒性ガス検知警報器、酸欠事故防止用検知警報器、可燃性ガス検知警報器、複合ガス検知警報器	32.6
その他測定機器	光波干渉式ガス測定器、光電子分光装置、自動プレス機の監視モニター、自動車用排気ガス測定器	4.7

（6）主要な営業所及び工場（平成27年３月31日現在）

① 当社

本　　社	東京都板橋区小豆沢二丁目７番６号
開発センター	開発センター（埼玉県春日部市）
工　　場	函館工場（北海道函館市）
営　業　所	札幌（札幌市北区）、仙台（仙台市青葉区）、千葉（千葉市中央区）、神奈川（横浜市港北区）、名古屋（名古屋市中村区）、大阪（大阪市淀川区）、神戸（神戸市中央区）、広島（広島市安佐南区）、福岡（福岡市東区）、ほか11ヶ所
サービスステーション	札幌（札幌市白石区）、仙台（仙台市青葉区）、千葉（千葉県市原市）、東京（東京都江東区）、横浜（横浜市神奈川区）、名古屋（名古屋市中村区）、尼崎（兵庫県尼崎市）、広島（広島市安佐南区）、福岡（福岡市東区）、ほか19ヶ所

② 子会社

会　社　名	所　在　地
株式会社理研計器奈良製作所	奈良県桜井市
理研実業股份有限公司	台湾　台南県
理研計器商貿（上海）有限公司	中国　上海市

(注)　理研サービス株式会社、理研計器西日本サービス株式会社、理研計器関西サービス株式会社の３社は、平成27年１月１日をもって、当社を存続会社とした吸収合併により消滅いたしました。

（7）従業員の状況（平成27年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
989名（214名）	16名増（4名増）

（注） 従業員数欄の（外書）は、嘱託・臨時従業員等（年間の平均人員、１日８時間換算）及び人材派遣会社からの派遣社員（年間の平均人員）であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
906名（184名）	314名増（14名増）	38.4歳	13.8年

（注）１．従業員数欄の（外書）は、嘱託・臨時従業員等（年間の平均人員、１日８時間換算）及び人材派遣会社からの派遣社員（年間の平均人員）であります。
なお、従業員数には、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含んでおります。
２．当社の従業員数が増加した主な要因は、平成27年１月１日付で連結子会社であった理研サービス株式会社、理研計器関西サービス株式会社、理研計器西日本サービス株式会社を吸収合併したことによります。

（8）主要な借入先及び借入額（平成27年３月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
株式会社みずほ銀行	970
第一生命保険株式会社	275
株式会社三井住友銀行	200
三井住友信託銀行株式会社	180
みずほ信託銀行株式会社	150

2．会社の現況

（1）株式の状況（平成27年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　94,000,000株
② 発行済株式の総数　23,661,000株
③ 株主数　3,182名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
THE SFP VALUE REALIZATION MASTER FUND LIMITED	1,492	6.42
理研計器協力会社持株会	1,395	6.00
第一生命保険株式会社	1,200	5.16
株式会社みずほ銀行	1,135	4.88
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	982	4.22
理研計器従業員持株会	917	3.95
株式会社三井住友銀行	837	3.60
オイレス工業株式会社	747	3.21
長野計器株式会社	711	3.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	577	2.48

（注）１．持株比率は自己株式（406,544株）を控除して計算しております。
２．シンフォニー・フィナンシャル・パートナーズ（シンガポール）ピーティーイー・リミテッドから平成26年12月５日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書により、平成26年11月28日現在、1,572,800株（保有割合6.65%）を保有している旨の報告を受けております。しかし、当社として当事業年度末における同社の実質所有株式数の確認ができないため上記大株主には含めておりません。
３．日本興亜損害保険株式会社は、平成26年９月１日付で株式会社損害保険ジャパンと合併し、損害保険ジャパン日本興亜株式会社に商号変更しております。

（2）新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人または子会社の役員及び使用人に対し交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
③ その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

（3）会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成27年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小林 久悦	
取締役	松村 晃司	常務執行役員エンジニアリング本部長兼エンジニアリング部長 理研実業股份有限公司 董事長
取締役	小谷野 純一	常務執行役員開発・生産本部長 株式会社理研計器奈良製作所代表取締役社長
取締役	石地 徹	執行役員営業本部長兼営業技術部長
取締役	松本 哲哉	執行役員管理本部長兼総務部長兼経営企画室長
取締役	中野 信夫	執行役員品質管理センター長
常勤監査役	角田 三男吉	
監査役	服部 弘志	シティ法律事務所 所長
監査役	田中 龍彦	
監査役	尾坂 周作	

（注）１．監査役 服部 弘志、田中 龍彦及び尾坂 周作は、社外監査役であります。
２．当社は、監査役 服部 弘志及び田中 龍彦を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
３．常勤監査役 角田 三男吉は、平成11年６月から平成15年６月まで当社の経理部長を務めており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。
安達 眞一、大谷 晴一、甚川 修三、安田 篤司、古布 真也
５．当事業年度中並びに平成27年４月１日付の取締役の担当の変更は次のとおりであります。

氏名	変更前の担当	変更後の担当	変更年月日
松村 晃司	常務執行役員営業本部長兼営業技術部長	常務執行役員営業本部長	平成26年 4 月 1 日
	常務執行役員営業本部長	常務執行役員エンジニアリング本部長兼エンジニアリング部長	平成27年 1 月 1 日
小谷野 純一	執行役員生産本部副本部長	執行役員開発・生産本部長	平成26年 4 月 1 日
	執行役員開発・生産本部長	常務執行役員開発・生産本部長	平成26年 6 月26日
石地 徹	執行役員技術開発本部副本部長兼研究部長	執行役員営業本部副本部長兼営業技術部長	平成26年 4 月 1 日
	執行役員営業本部副本部長兼営業技術部長	執行役員営業本部長兼営業技術部長	平成27年 1 月 1 日
	執行役員営業本部長兼営業技術部長	執行役員営業本部長	平成27年 4 月 1 日
松本 哲哉	執行役員管理本部副本部長兼総務部長兼経営企画室長	執行役員管理本部長兼総務部長兼経営企画室長	平成26年 4 月 1 日
中野 信夫	執行役員営業本部ＭＲＤ室長	執行役員品質管理センター長	平成26年 4 月 1 日

② 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人員（名）	報酬等の額（百万円）
取締役	6	145
監査役 （うち社外監査役）	4 (3)	26 (9)
合計	10	171

（注） 1．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．取締役の報酬限度額は、平成19年６月28日開催の第101回定時株主総会において年額２億５千万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3．監査役の報酬限度額は、平成19年６月28日開催の第101回定時株主総会において年額５千万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員等に関する事項

a．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

	兼職する法人等	兼職内容
監査役　服部弘志	シティ法律事務所	所長

（注） 当社とシティ法律事務所との間には重要な取引その他の関係はありません。

b．当事業年度における主な活動状況

	主な活動状況
監査役　服部弘志	当事業年度開催の取締役会９回及び監査役会９回のすべてに出席し、弁護士としての経験・知見に基づき、発言を行っております。
監査役　田中龍彦	当事業年度開催の取締役会９回及び監査役会９回のすべてに出席し、技術分野等における学識経験に基づき、発言を行っております。
監査役　尾坂周作	当事業年度開催の取締役会９回及び監査役会９回のすべてに出席し、他社での経営経験・知見に基づき、発言を行っております。

c．責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

d．社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、当事業年度の末日において、社外取締役を選任しておりません。

当社は、取締役会の監督機能とコーポレート・ガバナンス体制の強化のために、社外取締役の導入が有効な手段と考えておりますが、一方で、当社の営む事業の専門性に鑑みますと、相応の前提知識を有すると共に、事業特性を十分にご理解いただける方以外の方が社外取締役となった場合、当社の機動的な経営に必ずしも資さないことも考えられます。

当社は、こうした観点で、かねてより、当社から一定の独立性を有する社外取締役を導入すべく人選を進めて参りましたが、平成26年６月26日開催の第108回定時株主総会の時点では適任者を選出できず、当事業年度末日において社外取締役を選任していない状況に至っております。

以上を踏まえ、今後の社外取締役の導入につき真摯に検討したところ、当社の現任の社外監査役は、これまで当社取締役会に出席し、中立の立場から客観的な視点に基づき、監査役の法的な役割である適法性についての監査にとどまらず、企業価値向上の視点から経営判断に対する妥当性についての意見を述べるなど経営監視機能を十分果たしてきた実績があると共に、当社の事業特性への理解を有しております。当社は、こうした社外監査役の機能と実績を踏まえますと、当面、社外役員の総数は現状の３名で十分であると判断しておりますところ、今般の会社法改正により選択が可能となった「監査等委員会設置会社」に移行いたしますと、社外役員の総数を変動させることなく、適任である現任の社外監査役３名を社外取締役（監査等委員である取締役）候補者として株主の皆様に推薦することが可能であると共に、取締役会の監督機能の強化とコーポレート・ガバナンス体制の充実及びさらなる経営の健全性と透明性の向上を実現することが可能と考え、これらに関連する議案を本総会にお諮りする運びとなりました。何卒事情ご賢察のうえご承認賜わりますようお願い申し上げます。

（4）会計監査人の状況

① 会計監査人の名称　　有限責任監査法人トーマツ

② 会計監査人の報酬等の額

	支払額（百万円）
1．当事業年度に係る報酬等の額	33
2．当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記1．の金額はこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

（注）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、会計監査人の再任または不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。なお、上記には事業年度中における方針を記載しております。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

（5）業務の適正を確保するための体制

当社が内部統制システムとして決定した事項は、次のとおりであります。

①取締役・従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ａ．当社及び当社子会社（以下「当社グループ」といいます）は、企業が存立を継続するためには法令遵守の徹底が必要不可欠であるとの認識のもと、役員・従業員全員が公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に努めております。

ｂ．当社グループは、良き企業市民として法令遵守と環境保全に努め社会的責任を果たすため、「経営理念」及び「経営方針」を定めております。また、役員・従業員の共通の価値観・倫理観であり、行動のよりどころとなる「行動規範と行動指針」を定めコンプライアンス意識の維持・向上を図っております。

ｃ．当社グループは、事業活動における遵法精神の徹底・強化を図ることを目的として社長を委員長とし社外弁護士も参加する「コンプライアンス委員会」を設置しております。

ｄ．当社グループにおける企業倫理・遵法の一層の向上を図るため「内部通報制度（コンプライアンスホットライン）」を設置しております。

ｅ．当社は業務執行部門から独立した経営監査室を設置しており、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施し、その結果を取締役会及び監査役に適宜報告することとしております。

ｆ．監査役は独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め取締役の職務執行を監査することとしております。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録等取締役の職務の執行に係る情報を、法令及び「文書管理規程」等に基づき、その作成から利用活用、定められた期間の保存、廃棄に至るまで適切に管理することとしております。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ａ．当社は、当社グループの企業価値を維持し、その向上を図るうえで管理すべきリスクを洗い出し、保安機器メーカーとして品質に関するリスクを重要なリスクとして認識し、製品の欠陥（クレーム）に対応すべく、品質に関する委員会を定期的に開催し、クレーム発生の事前防止及び再発防止策を講じる体制をとっております。また、各担当部署も、安全、品質、環境等のリスク並びにコンプライアンスについて必要に応じ規則を制定し管理することとしております。

ｂ．当社は、有事においては、社長を本部長とする「緊急対策本部」を組織して、「緊急事態対応マニュアル」に従い、会社全体として危機管理に対応することとしております。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a．当社は、中期経営計画及び単年度の経営計画を策定し、取締役会の承認を得ることとしております。

b．当社は、定期的に取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況報告・実績管理等を行うこととしております。また、取締役会の下に、全取締役及び執行役員で構成する「経営企画会議」を隔週で開催し、取締役会の議論を充実させるべく事前審議を行うと共に取締役会から委譲された範囲内で当社業務の執行及び施策の実施について審議しております。

c．当社は、執行役員制度を設け、「執行役員規程」に基づき、その責任と権限を明確にして組織の効率的な運用を図るように努めております。

⑤当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

a．当社は子会社に対する管理を明確にし、子会社の指導、育成を促進して企業集団としての経営効率の向上に資するため「関係会社管理規程」を定め、同規程に基づいて子会社を管理し、必要に応じて報告を受けております。

b．当社は、子会社に役員を派遣するなどし、企業集団として業務の適正を確保するための体制をとっております。

⑥監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項及び当該従業員の取締役からの独立性に関する事項並びに当該従業員に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

a．監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めたときはこれに応じることとします。

b．監査役の職務を補助すべき従業員の人選、異動、処遇の変更については監査役会の同意を要するものとします。

c．監査役の職務を補助すべき従業員が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役にかかわる業務を優先して従事するものとします。

⑦当社の監査役への報告に関する体制

a．当社の取締役及び従業員が監査役に報告するための体制

　取締役、従業員は、監査役の求めに応じて会社の業務執行状況を報告することとしております。また、常勤監査役は、取締役会の他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため経営企画会議などの重要な会議に出席すると共に、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を受けることとしております。

b．子会社の取締役、監査役及び従業員またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

子会社の取締役、監査役及び従業員またはこれらの者から報告を受けた者についても、当社の監査役へ当該報告が報告される体制を整えております。

⑧監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止する規定を設けております。

⑨監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題について意見を交換し、代表取締役との相互認識を深めるよう努めることとしております。

⑪財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの整備を行います。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととします。

⑫反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、当社の行動指針において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決し、一切の関係を遮断し、また、これらの活動を助長するような行為は行わない旨を定めております。行動指針は全役員及び従業員に配布し、周知徹底を図っています。

また、警察及び外部専門機関と連携を図り、反社会的勢力に関する情報の収集を行っております。

（注）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第６号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、平成27年５月12日開催の当社取締役会の決議により内容を一部変更しております。

（6）当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

会社法施行規則第118条第３号に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）の内容は下記のとおりです。

① 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念や当社企業価値の様々な源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上させる者でなければならないと考えております。

一方、当社の株式は東京証券取引所市場第一部において取引されている上場株式であることから、当社の株主は、一般に市場での自由な取引を通じて決まるものであると共に、会社の方針の決定を支配する者も株主の皆さまの意思に基づき決定されるべきものと考えており、また、当社の支配権の移転を伴う大規模な買付行為や買付提案がなされた場合にこれに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆さま全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の株主や取締役会が買付行為や買付提案の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要十分な時間や情報を提供することのないもの、買付条件等が対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分または不適当であるもの、対象会社の企業価値の維持・増大に必要不可欠なステークホルダーとの関係を破壊する意図のあるもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある大規模な買付等を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切と考えております。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、“人々が安心して働ける環境づくり”を経営理念として掲げ、各種爆発事故防止をはじめとし、排気ガス規制、CO_2測定など環境保全ニーズにも幅広く対応したガスセンサー技術のパイオニアとして社会に貢献すると共に、「安全」を供給する企業としての責務を果たすべく、機器の販売のみならず、販売後の保守・点検及びガスを検知するセンサーの交換など定期的なメンテナンスにも積極的に取り組んでまいりました。その結果、現在、当社の主力製品である産業用ガス検知警報機器は、半導体・液晶、石油化学、建設、電力・ガス、鉄鋼、造船等の幅広い業種にてご利用いただいております。

また当社では、経営方針として、

a．技術の開発と経営の合理性から適正な利益を追求し、持続的な発展を目指す
b．お客様には、高品質の製品と充実したサービスを提供し、安全な環境づくりに貢献する
c．株主には、長期的視点に立った企業価値の向上をもって報いる
d．取引先には、安定した取引を目指し共存共栄を図る
e．従業員には、生活の安定と労働環境の向上をもって報いる

を掲げ、国内のトップメーカーから世界のトップメーカーへの飛躍を目標として日々邁進しております。

この目標を達成するため、（ア）競争力（価格・技術・品質）の強化、（イ）販売サービス体制の充実という２つの観点から次の具体的施策を推進しております。

まず、（ア）競争力強化の具体策としては、自社独自の技術による新製品の開発により「多機能化・小型化」、「操作性・メンテナンス性の向上」、「高信頼性」を実現する製品差別化戦略を推進しており、これにより、価格・技術・品質面での競争力のさらなる強化を目指しております。

次に、（イ）販売サービス体制の充実については、全国各地に営業所及びサービスステーションを配置し、運用面での技術指導から保守点検に至るまでの万全なサービスネットの構築を推進しており、ユーザーニーズをすばやくキャッチアップする体制のさらなる強化を目指しております。

当社では、適切な企業集団の形成を図るため、次のとおりコーポレート・ガバナンス体制をとっております。

a．当社の取締役会は、６名の取締役からなり、迅速かつ適切な意思決定を行うため、定期的に取締役会を開催する他、全取締役及び執行役員で構成する経営企画会議を隔週で開催し、経営・研究開発・生産・販売・品質管理・情報管理を中心とした業務全般に亘る意思決定と業務執行の迅速な対応を図っております。
b．執行役員制度を導入し、経営組織の効率化と責任の明確化を図っております。

c．当社の監査役会は監査役４名で構成されており、内３名は社外監査役であります。監査役は取締役会、経営企画会議その他重要な会議への出席及び重要文書の閲覧等厳正な監査を実施して、取締役の意思決定の過程及び取締役の職務執行状況についても常に監視する体制となっております。

③ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みの概要

当社は上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（以下「本プラン」といいます。）を導入しております。

本プランでは、当社株式に対し20%以上の大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）が大規模買付行為実施前に遵守すべき、大規模買付行為に関する合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を定めております。大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、取締役会による一定の評価期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）が経過した後に（株主検討期間を設ける場合は、取締役会評価期間と当該検討期間を合わせた期間が経過した後に）大規模買付行為を開始するというものであります。大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守した場合は、当社取締役会は、当該大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損することが明白と判断される場合を除き、対抗措置をとりません。他方、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、必要かつ相当な範囲で会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。

なお、本プランの有効期限は、本株主総会の終結の時までとなっております。本件の詳細につきましては、当社ホームページにその開示資料（平成27年４月27日付「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について」、平成27年５月12日付「（開示事項の一部変更）当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続に関する変更のお知らせ」）を掲載しておりますのでご参照ください（http://www.rikenkeiki.co.jp/）。

④ 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

a．買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年６月30日に発表した報告書

「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものになっております。

b．株主共同の利益の確保・向上をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入したものです。

c．株主意思を反映するものであること

本プランは、当社定時株主総会において株主の皆様のご承認をもって発効することとしており、その導入・継続について株主の皆様のご意向が反映されております。また、本プランの有効期間中であっても、当社株主総会において本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

d．独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される特別委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

e．デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。従いまして、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期を２年としておりますが、当該任期につきましては期差任期制を採用していないため、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもございません。

なお、当社では、取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**23,431**	**流動負債**	**5,823**
現金及び預金	5,905	支払手形及び買掛金	1,890
受取手形及び売掛金	7,924	短期借入金	965
電子記録債権	825	リース債務	253
有価証券	4,750	未払費用	321
商品及び製品	1,371	未払法人税等	465
仕掛品	1,003	繰延税金負債	0
原材料及び貯蔵品	404	賞与引当金	845
繰延税金資産	635	製品保証引当金	108
その他	613	受注損失引当金	7
貸倒引当金	△3	その他	965
固定資産	**17,862**	**固定負債**	**2,694**
有形固定資産	**11,126**	社債	400
建物及び構築物	5,484	長期借入金	860
機械装置及び運搬具	268	長期未払金	58
土地	4,379	リース債務	477
リース資産	648	繰延税金負債	793
建設仮勘定	17	退職給付に係る負債	101
その他	326	その他	3
無形固定資産	**381**	**負債合計**	**8,518**
ソフトウェア	341	**純資産の部**	
ソフトウェア仮勘定	21	**株主資本**	**31,006**
その他	18	資本金	2,565
投資その他の資産	**6,355**	資本剰余金	2,826
投資有価証券	4,243	利益剰余金	25,880
退職給付に係る資産	911	自己株式	△265
繰延税金資産	14	**その他の包括利益累計額**	**1,769**
その他	1,189	その他有価証券評価差額金	1,418
貸倒引当金	△3	為替換算調整勘定	350
資産合計	**41,293**	**純資産合計**	**32,775**
		負債純資産合計	**41,293**

(注)　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**21,335**
売上原価		**11,218**
売上総利益		**10,116**
販売費及び一般管理費		**6,748**
営業利益		**3,367**
営業外収益		
受取利息及び配当金	77	
為替差益	175	
持分法による投資利益	148	
受取保険金及び配当金	57	
雑収入	40	499
営業外費用		
支払利息	40	
固定資産除却損	8	
雑損失	1	50
経常利益		**3,816**
特別利益		
固定資産売却益	91	
補助金収入	1	92
特別損失		
固定資産売却損	23	
固定資産圧縮損	1	
減損損失	48	73
税金等調整前当期純利益		**3,835**
法人税、住民税及び事業税	1,068	
法人税等調整額	72	1,141
少数株主損益調整前当期純利益		**2,693**
当期純利益		**2,693**

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位:百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	2,565	2,826	23,422	△263	28,551
会計方針の変更による累積的影響額			194		194
会計方針の変更を反映した期首残高	2,565	2,826	23,617	△263	28,746
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△430		△430
当期純利益			2,693		2,693
自己株式の取得				△2	△2
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	2,263	△2	2,260
当連結会計年度末残高	2,565	2,826	25,880	△265	31,006

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	804	196	1,000	29,552
会計方針の変更による累積的影響額				194
会計方針の変更を反映した期首残高	804	196	1,000	29,746
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△430
当期純利益				2,693
自己株式の取得				△2
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	613	154	768	768
連結会計年度中の変動額合計	613	154	768	3,028
当連結会計年度末残高	1,418	350	1,769	32,775

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連　結　注　記　表

1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

（1）連結の範囲に関する事項

①　連結子会社の状況

・連結子会社の数	３社
・連結子会社の名称	株式会社理研計器奈良製作所 理研実業股份有限公司 理研計器商貿（上海）有限公司

②　非連結子会社の状況

・非連結子会社の名称	理研計器テクノクラート株式会社
・連結の範囲から除いた理由	理研計器テクノクラート株式会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

（2）持分法の適用に関する事項

①　持分法を適用した非連結子会社の状況

持分法を適用した非連結子会社はありません。

②　持分法を適用した関連会社の状況

・持分法適用の関連会社数	３社
・主要な会社等の名称	東京ミクロ精器株式会社 RKI INSTRUMENTS INC.

③　持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

・主要な会社等の名称	理研計器テクノクラート株式会社 RIKEN KEIKI KOREA CO.,LTD.
・持分法を適用しない理由	持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等から見て、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

④　持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。

（3）連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

前連結会計年度において連結子会社でありました、理研サービス株式会社、理研計器関西サービス株式会社、及び理研計器西日本サービス株式会社の３社は、当社を存続会社とする吸収合併により、平成27年１月１日付で消滅したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

（4）連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日とは異なりすべて12月31日であります。なお、決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

（5）会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．満期保有目的の債券　償却原価法（定額法）

ロ．その他有価証券

・時価のあるもの　決算日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　移動平均法による原価法

ハ．デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

・時価法　ただし、特例処理の要件を充たす金利スワップ取引については時価評価せず、その金銭の受払の純額を金利変換の対象となる借入債務に係る利息に加減して処理しております。

ニ．たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品及び製品　総平均法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）
ただし、一部製品については個別原価法

・仕掛品　総平均法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）
ただし、一部仕掛品については個別原価法

・原材料及び貯蔵品　総平均法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）　定額法
なお、主な耐用年数は、建物及び構築物31～50年であります。

ロ．無形固定資産　自社利用のソフトウエア
社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

ハ．リース資産　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　従業員に対する賞与支給に備えるため、その支給見込額に基づき計上しております。

ハ．製品保証引当金　保証期間中に発生が見込まれるアフターサービス費用に備えるため、過去の支出実績を基準にして算出した見積額を計上しております。

ニ．受注損失引当金　受注済製品の販売時の損失に備えるため、連結会計年度末における未引渡しの受注済製品に対し、販売時に見込まれる損失相当額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

イ．当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

ロ．その他の工事

工事完成基準

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法　金利スワップ取引について特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象　ヘッジ手段：金利スワップ
ヘッジ対象：借入金利息

ハ．ヘッジ方針　金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

ニ．ヘッジの有効性評価の方法　特例処理によっている金利スワップ取引については、有効性の判定を省略しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ．退職給付に係る負債の計上基準　退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。
なお、数理計算上の差異(67百万円)は、発生時に全額費用処理しております。
積立型の確定給付制度につきましては年金資産が退職給付債務を超過しているため、投資その他の資産に「退職給付に係る資産」を911百万円計上しております。また、非積立型の確定給付制度につきましては「退職給付に係る負債」を101百万円計上しております。

ロ．消費税等の会計処理　　消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

2．会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法についても、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法へと変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取り扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が302百万円減少し、利益剰余金が194百万円増加しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

従来、当社は有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法について、定率法を採用しておりましたが、当連結会計年度より定額法に変更しております。

当社は、研究及び製品開発技術の基盤の強化と開発製品の品質の安定及び経済的生産の確立を行うための生産技術力の強化を目的として、埼玉県春日部市に理研計器開発センターを建設し、稼働を開始いたしました。理研計器開発センターの稼働を契機として、設備の使用状況と生産高の推移に照らして最適な償却方法を検討した結果、今後は長期にわたる安定的な生産が見込まれることから、定額法の減価償却計算に変更することが、設備の使用実態をより適切に反映するものと判断いたしました。

この変更により、従来の方法と比較して、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ227百万円増加しております。

3．表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外費用」の「雑損失」に含めていた「固定資産除却損」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

なお、前連結会計年度の「固定資産除却損」は4百万円であります。

4．会計上の見積りの変更に関する注記

（耐用年数の変更）

当連結会計年度において、当社が保有する一部の建物について、将来の建替え計画に基づき、耐用年数を残存使用見込期間まで短縮しております。

この変更に伴い、従来の耐用年数によった場合に比べ、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ67百万円減少しています。

5．連結貸借対照表に関する注記

（1）有形固定資産の減価償却累計額　8,277百万円

（2）国庫補助金により有形固定資産の取得原価から直接減額した額

	圧縮記帳額
・建物	134百万円
・機械装置	2百万円

6．連結損益計算書に関する注記

・研究開発費の総額　1,469百万円

7．連結株主資本等変動計算書に関する注記

（1）発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	23,661,000株	－株	－株	23,661,000株

（2）自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	453,473株	2,308株	－株	455,781株

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加2,308株は、単元未満株式の買取による増加578株、持分法適用会社が取得した自己株式（当社株式）の当社帰属分1,730株であります。

（3）剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ．平成26年６月26日開催の第108回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　220百万円
・１株当たり配当金額　９円50銭
・基準日　平成26年３月31日
・効力発生日　平成26年６月27日

ロ．平成26年11月11日開催の取締役会決議による配当に関する事項
・配当金の総額　209百万円
・１株当たり配当金額　９円
・基準日　平成26年９月30日
・効力発生日　平成26年12月８日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの
平成27年６月26日開催の第109回定時株主総会において次のとおり付議いたします。
・配当金の総額　255百万円
・１株当たり配当金額　11円
・基準日　平成27年３月31日
・効力発生日　平成27年６月29日

（4）当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

8．金融商品に関する注記

（1）金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針
当社グループは、市場環境や長短のバランスを勘案して、銀行借入やリース等による間接調達の他、社債による直接調達を行い、資金調達手段の多様化を図っております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制
受取手形及び売掛金並びに電子記録債権には、顧客の信用リスクがありますが、当該リスク管理のため、当社グループは与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。有価証券及び投資有価証券は、主として余資の運用を目的とした公社債投信や、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格及び為替の変動リスクがあります。当該リスク管理のため、発行体の財務状況や市場価格及び為替変動の継続的モニタリングを行っております。
支払手形及び買掛金は、概ね１年以内の支払期日です。借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、変動金利借入には金利の変動リスクがありますが、一部については金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。
デリバティブ取引は、借入に係る金利の変動リスクを回避するため、金利スワップ取引を利用しております。また、デリバティブ取引に対してヘッジ会計を行っており、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針及びヘッジの有効性評価の方法等については、「１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等　（5）会計処理基準に関する事項　⑤重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が無い場合には合理的に算定された価額が含まれております。時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しており、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なる場合があります。

（2）金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）２．参照）。

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
（1）現金及び預金	5,905	5,905	－
（2）受取手形及び売掛金	7,924	7,924	－
（3）電子記録債権	825	825	－
（4）有価証券及び投資有価証券	3,348	3,347	△0
資産計	18,003	18,002	△0
（1）支払手形及び買掛金	1,890	1,890	－
（2）短期借入金	965	975	10
（3）リース債務（流動負債）	253	253	△0
（4）社債	400	398	△1
（5）長期借入金	860	851	△8
（6）リース債務（固定負債）	477	476	△0
負債計	4,847	4,846	△1
デリバティブ取引	－	－	－

(注) １．金融商品の時価の算定方法

資　産

（1）現金及び預金、（2）受取手形及び売掛金、（3）電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（4）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

負　債

（1）支払手形及び買掛金、（2）短期借入金（１年内返済予定の長期借入金に係るものを除く）

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（2）短期借入金（1年内返済予定の長期借入金に係るもの）、（5）長期借入金
これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。
（3）リース債務（流動負債）、（6）リース債務（固定負債）
これらの時価は、元利金の合計額を、新規にリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。
（4）社債
当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものであり、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

（注）2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区　分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	895
公社債投信等	4,750

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「（4）有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

9．1株当たり情報に関する注記

（1）1株当たり純資産額　1,412円43銭
（2）1株当たり当期純利益　116円07銭

10．減損損失に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しました。

（1）減損損失を認識した資産の概要

場　所	用　途	種　類
川崎市川崎区	事務所	建物、構築物及び土地
札幌市東区	事務所	建物、備品及び土地

（2）減損損失の認識に至った経緯
営業所の移転に伴い、将来の使用見込みを検討した結果、今後の当該資産の回収可能価額を著しく低下させると判断したため、減損損失を認識するに至りました。

（3）減損損失の金額
上記資産に係る減損損失は48百万円であります。この内訳は、建物20百万円、構築物0百万円、備品1百万円、土地26百万円であります。
（4）資産のグルーピングの方法
当社グループは、各種産業用測定機器の製造、販売を主事業としている専門メーカーであり、単一グループにしております。しかし、上記資産についてはグルーピングの見直しを行った結果、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としております。
（5）回収可能価額の算定方法
資産の回収可能価額は市場価格を適切に反映していると考えられる評価額に基づく正味売却価額によっております。

１１．企業結合関係に関する注記

共通支配下の取引等

（1）取引の概要

①被結合企業の名称及びその事業の内容

被結合企業の名称	理研サービス株式会社、理研計器関西サービス株式会社 理研計器西日本サービス株式会社　　３社
事業の内容	精密機器のメンテナンス

②企業結合日
平成27年１月１日
③企業結合の法的形式
理研計器株式会社を存続会社とし、被結合企業を消滅会社とする吸収合併
④結合後企業の名称
理研計器株式会社
⑤その他取引の概要に関する事項
経営資源の集中と組織の効率化という当社グループの事業戦略の見直しの一環として、組織再編を図るため、理研サービス株式会社、理研計器関西サービス株式会社、理研計器西日本サービス株式会社の３社を吸収合併することといたしました。

（2）実施した会計処理の概要
「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成20年12月26日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成20年12月26日公表分）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

１２．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位:百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**20,648**	**流動負債**	**5,423**
現金及び預金	3,828	買掛金	1,930
受取手形	1,299	短期借入金	550
電子記録債権	825	一年内返済予定の長期借入金	415
売掛金	6,196	リース債務	249
有価証券	4,750	未払金	542
商品及び製品	1,296	未払費用	287
仕掛品	903	未払法人税等	349
原材料及び貯蔵品	222	前受金	81
繰延税金資産	577	預り金	42
未収入金	536	賞与引当金	833
その他	211	製品保証引当金	108
貸倒引当金	△0	受注損失引当金	7
固定資産	**16,329**	その他	26
有形固定資産	**10,804**	**固定負債**	**2,656**
建物	5,086	社債	400
構築物	243	長期借入金	860
機械及び装置	154	リース債務	464
車両運搬具	2	繰延税金負債	793
工具、器具及び備品	316	長期預り保証金	3
土地	4,353	長期未払金	32
リース資産	633	退職給付引当金	101
建設仮勘定	14	**負債合計**	**8,080**
無形固定資産	**321**	**純資産の部**	
ソフトウェア	282	**株主資本**	**27,479**
ソフトウェア仮勘定	21	**資本金**	**2,565**
電話加入権	17	**資本剰余金**	**2,826**
投資その他の資産	**5,203**	資本準備金	2,545
投資有価証券	3,348	その他資本剰余金	280
関係会社株式	294	**利益剰余金**	**22,325**
その他の関係会社有価証券	21	利益準備金	422
破産更生債権等	0	その他利益剰余金	21,902
長期前払費用	63	別途積立金	15,115
前払年金費用	852	繰越利益剰余金	6,787
生命保険積立金	542	**自己株式**	**△237**
その他	83	**評価・換算差額等**	**1,417**
貸倒引当金	△3	その他有価証券評価差額金	1,417
資産合計	**36,977**	**純資産合計**	**28,897**
		負債純資産合計	**36,977**

(注)　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位:百万円）

科目	金	額
売上高		**20,523**
売上原価		**12,196**
売上総利益		**8,326**
販売費及び一般管理費		**6,431**
営業利益		**1,894**
営業外収益		
受取利息	3	
受取配当金	285	
不動産賃貸料	30	
為替差益	233	
受取事務手数料	7	
雑収入	43	604
営業外費用		
支払利息	36	
社債利息	3	
固定資産除却損	7	
雑損失	0	47
経常利益		**2,451**
特別利益		
固定資産売却益	91	
抱合せ株式消滅差益	4,261	4,352
特別損失		
固定資産売却損	23	
減損損失	48	72
税引前当期純利益		**6,730**
法人税、住民税及び事業税	735	
法人税等調整額	△91	644
当期純利益		**6,086**

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位:百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	2,565	2,545	280	2,826	422	13,915	2,136	16,474	△236	21,629
会計方針の変更による累積的影響額							194	194		194
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,565	2,545	280	2,826	422	13,915	2,330	16,668	△236	21,824
事業年度中の変動額										
別途積立金の積立						1,200	△1,200	－		－
剰余金の配当							△430	△430		△430
当期純利益							6,086	6,086		6,086
自己株式の取得									△0	△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	1,200	4,456	5,656	△0	5,655
当期末残高	2,565	2,545	280	2,826	422	15,115	6,787	22,325	△237	27,479

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	805	22,434
会計方針の変更による累積的影響額		194
会計方針の変更を反映した当期首残高	805	22,629
事業年度中の変動額		
別途積立金の積立		－
剰余金の配当		△430
当期純利益		6,086
自己株式の取得		△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	612	612
事業年度中の変動額合計	612	6,268
当期末残高	1,417	28,897

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個　別　注　記　表

1．重要な会計方針に係る事項

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

①　満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
②　子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
③　その他有価証券	
・時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
・時価のないもの	移動平均法による原価法

（2）デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

・時価法	ただし、特例処理の要件を充たす金利スワップ取引については時価評価せず、その金銭の受払の純額を金利変換の対象となる借入債務に係る利息に加減して処理しております。

（3）たな卸資産の評価基準及び評価方法

①　商品及び製品	総平均法による原価法 （収益性の低下による簿価切下げの方法） ただし、一部製品については個別原価法
②　仕掛品	総平均法による原価法 （収益性の低下による簿価切下げの方法） ただし、一部仕掛品については個別原価法
③　原材料及び貯蔵品	総平均法による原価法 （収益性の低下による簿価切下げの方法）

（4）固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）	定額法 なお、主な耐用年数は建物31～50年、機械及び装置７年であります。
②　無形固定資産	自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。
③　リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

（5）引当金の計上基準

① 貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
② 賞与引当金	従業員に対する賞与支給に備えるため、その支給見込額に基づき計上しております。
③ 製品保証引当金	保証期間中に発生が見込まれるアフターサービス費用に備えるため、過去の支出実績を基準にして算出した見積額を計上しております。
④ 受注損失引当金	受注済製品の販売時の損失に備えるため、当事業年度末における未引渡しの受注済製品に対し、販売時に見込まれる損失相当額を計上しております。
⑤ 退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異（67百万円）は、発生時に全額費用処理しております。 積立型の確定給付制度につきましては年金資産が退職給付債務を超過しているため、投資その他の資産に「前払年金費用」を852百万円計上しております。また、非積立型の確定給付制度につきましては「退職給付引当金」を101百万円計上しております。

（6）収益及び費用の計上基準

・完成工事高及び完成工事原価の計上基準

イ．当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

ロ．その他の工事

工事完成基準

（7）ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法	金利スワップ取引について特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。
② ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段：金利スワップ ヘッジ対象：借入金利息
③ ヘッジ方針	金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。
④ ヘッジの有効性評価の方法	特例処理によっている金利スワップ取引については、有効性の判定を省略しております。

（8）その他計算書類作成のための基本となる事項

・消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

2．会計方針の変更に関する注記

（1）会計方針の変更

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。）を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法についても複数の割引率を使用する方法へと変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が302百万円減少し、利益剰余金が194百万円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響額は軽微であります。

（2）会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

従来、当社は有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法について、定率法を採用しておりましたが、当事業年度より定額法に変更しております。

当社は、研究及び製品開発技術の基盤の強化と開発製品の品質の安定及び経済的生産の確立を行うための生産技術力の強化を目的として、埼玉県春日部市に理研計器開発センターを建設し、稼働を開始いたしました。理研計器開発センターの稼働を契機として、設備の使用状況と生産高の推移に照らして最適な償却方法を検討した結果、今後は長期にわたる安定的な生産が見込まれることから、定額法の減価償却計算に変更することが、設備の使用実態をより適切に反映するものと判断いたしました。

この変更により、従来の方法と比較して、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ227百万円増加しております。

3．表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外費用」の「雑損失」に含めていた「固定資産除却損」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。

なお、前事業年度の「固定資産除却損」は4百万円であります。

4．会計上の見積りの変更に関する注記

(耐用年数の変更)

当事業年度において、当社が保有する一部の建物について、将来の建替え計画に基づき、耐用年数を残存使用見込期間まで短縮しております。

この変更に伴い、従来の耐用年数によった場合に比べ、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ67百万円減少しています。

5．貸借対照表に関する注記

（1）有形固定資産の減価償却累計額　7,809百万円

（2）関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

・短期金銭債権　951百万円

・短期金銭債務　336百万円

（3）取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債務

・長期未払金　32百万円

（4）国庫補助金により有形固定資産の取得原価から直接減額した額

圧縮記帳額

・建物　132百万円

6．損益計算書に関する注記

（1）関係会社との取引高

・売上高　2,826百万円

・仕入高　4,311百万円

・営業取引以外の取引高　269百万円

（2）研究開発費の総額　1,442百万円

7．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	405,966株	578株	－株	406,544株

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加578株は、全て単元未満株式の買取による増加であります。

8．税効果会計に関する注記

（1）繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

① 流動資産

賞与引当金損金否認	275百万円
たな卸資産評価損否認	120百万円
未払事業税否認	38百万円
未払金否認	52百万円
未払費用否認	40百万円
製品保証引当金否認	35百万円
受注損失引当金否認	2百万円
その他	13百万円
計	579百万円

② 固定資産

建物減価償却超過額	84百万円
退職給付引当金否認	32百万円
役員退職慰労引当金否認	10百万円
投資有価証券評価損否認	77百万円
ゴルフ会員権評価損否認	7百万円
固定資産の評価差額	17百万円
その他	18百万円
計	248百万円
繰延税金資産合計	828百万円
評価性引当額	△90百万円
繰延税金資産再計	738百万円

(繰延税金負債)

① 流動負債

未収入金益金不算入	△2百万円
計	△2百万円

② 固定負債

前払年金費用	△275百万円
その他有価証券評価差額金	△676百万円
計	△952百万円
繰延税金負債合計	△954百万円
繰延税金資産の純額	△215百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の主な内訳

法定実効税率	35.6 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.3
抱合せ株式消滅差益	△22.8
税額控除	△3.5
住民税等均等割	0.6
税率変更による影響額	0.5
その他	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	9.6

（3）法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.6％から平成27年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1％に、平成28年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3％となります。

この税率変更により、繰延税金資産が61百万円、繰延税金負債が98百万円、それぞれ減少し、法人税等調整額が32百万円、その他有価証券評価差額金が69百万円、それぞれ増加しております。

9．リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

（1）当事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械及び装置	231百万円	202百万円	28百万円
工具、器具及び備品	6百万円	1百万円	4百万円
合計	237百万円	204百万円	33百万円

（2）当事業年度の末日における未経過リース料相当額

未経過リース料期末残高相当額

１年内	23百万円
１年超	16百万円
合計	40百万円

（3）支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

・支払リース料	51百万円
・減価償却費相当額	44百万円
・支払利息相当額	2百万円

（4）減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

（5）利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

１０．関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容または職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関係内容		取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
						役員兼任の有無	事業上の関係				
子会社	㈱理研計器奈良製作所	奈良県桜井市	千円 50,000	ガス保安機器製品及び電子機器の製造販売	（所有）直接100%	兼任有	当社製品の組立配線	当社製品の組立配線	1,193	買掛金	228
子会社	理研サービス㈱（注）	東京都板橋区	千円 24,000	ガス保安機器製品の保守・点検・整備等のアフターサービス	（所有）直接100%	兼任有	当社製品のアフターメンテナンスサービス	部品の有償支給（注） 当社製品のアフターメンテナンスサービス	－ 1,393	未収入金 買掛金	375 375
子会社	理研計器西日本サービス㈱（注）	広島県広島市	千円 10,000	ガス保安機器製品の保守・点検・整備等のアフターサービス	（所有）直接100%	兼任有	当社製品のアフターメンテナンスサービス	当社製品のアフターメンテナンスサービス	1,008	買掛金	133
関連会社	RKI INSTRUMENTS INC.	米国カリフォルニア州	千US$ 130	ガス検知器の販売・アフターサービス	（所有）直接38.5%	兼任有	当社製品の販売	北米における当社製品の販売	1,360	売掛金	285

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

１．当社は、平成27年１月１日付で、理研サービス株式会社、及び理研計器西日本サービス株式会社を吸収合併いたしました。このため、取引金額は関連当事者であった期間の取引金額を、また、期末残高は関連当事者に該当しなくなった時点での残高を記載しております。

２．部品有償取引については、損益計算書上相殺消去しております。

３．上記会社への当社製品の販売及び仕入については、市場価格を参考に決定しております。

１１．１株当たり情報に関する注記

（１）１株当たり純資産額　　1,242円68銭

（２）１株当たり当期純利益　　261円73銭

１２．企業結合関係に関する注記

共通支配下の取引等

（１）取引の概要

①被結合企業の名称及びその事業の内容

被結合企業の名称　　理研サービス株式会社、理研計器関西サービス株式会社
理研計器西日本サービス株式会社　　３社

事業の内容　　精密機器のメンテナンス

②企業結合日
平成27年１月１日
③企業結合の法的形式
理研計器株式会社を存続会社とし、被結合企業を消滅会社とする吸収合併
④結合後企業の名称
理研計器株式会社
⑤その他取引の概要に関する事項
経営資源の集中と組織の効率化という当社グループの事業戦略の見直しの一環として、組織再編を図るため、理研サービス株式会社、理研計器関西サービス株式会社、理研計器西日本サービス株式会社の３社を吸収合併することといたしました。

（２）実施した会計処理の概要
「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成20年12月26日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成20年12月26日公表分）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。
子会社株式の帳簿価額と合併に伴う受入純資産との差額は、損益計算書上の特別利益として、抱合せ株式消滅差益4,261百万円を計上しております。

１３．重要な後発事象に関する注記
該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成２７年5月２６日

理研計器株式会社
　取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	矢　野　浩　一　印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	美　久　羅　和　美　印

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、理研計器株式会社の平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、理研計器株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成２７年5月２６日

理研計器株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	矢	野	浩 一	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	美 久 羅		和 美	印

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、理研計器株式会社の平成２６年４月１日から平成２７年3月３１日までの第１０９期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第109期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月29日

理研計器株式会社　監査役会

常勤監査役　角田　三男吉　㊞

社外監査役　服部　弘志　㊞

社外監査役　田中　龍彦　㊞

社外監査役　尾坂　周作　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当社では、業績、今後の経営環境を勘案し、また、企業体質の強化と今後の事業展開のための内部留保にも配慮すると共に、株主の皆様へ安定的な配当を継続することを基本方針といたしておりますので、当期の期末配当金及びその他の剰余金の処分につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

なお、当期は１株につき９円の中間配当を実施いたしておりますので、当期の年間配当金は１株につき20円（前事業年度より２円増配）となります。

１．期末配当に関する事項

⑴　配当財産の種類

金銭

⑵　配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金11円

配当総額　　255,799,016円

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年６月29日

２．その他の剰余金の処分に関する事項

⑴　増加する剰余金の項目とその額

別途積立金　　5,800,000,000円

⑵　減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金　　5,800,000,000円

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

（１）平成27年５月１日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成２６年法律第90号）によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。当社は、社外取締役の機能を活用し、取締役会の監督機能とコーポレート・ガバナンス体制の強化を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の健全性と効率性を高めるため、監査等委員会設置会社に移行いたしたく、当該移行のために、取締役及び取締役会の規定に、監査等委員会に関する規定を追加するとともに、監査役及び監査役会の規定を削除するものであります。

（２）取締役（監査等委員である取締役を除く。）の定員を適正な数とするため、上限員数を10名から８名にするものであります。

（３）会社法改正によって、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されることに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款規定第29条（取締役の責任免除）の規定を変更するものであります。

なお、本変更に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

（４）機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第１項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう変更案のとおり定款規定を新設し、併せて同条の一部と内容が重複する条項を削除するものであります。

（５）条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

2．変更の内容
変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第１章　総則	第１章　総則
第１条～第３条　（条文省略）	第１条～第３条　（現行どおり）
（機関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。 １．取締役会 ２．監査役 ３．監査役会 ４．会計監査人	（機関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。 １．取締役会 （削除） ２．監査等委員会 ３．会計監査人
第５条　（条文省略）	第５条　（現行どおり）
第２章　株式	第２章　株式
第６条　（条文省略）	第６条　（現行どおり）
（自己の株式の取得） 第７条　当会社は、会社法第１６５条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。	（削除）
第８条～第２０条（条文省略）	第７条～第１９条（現行どおり）
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会ならびに監査等委員会

現行定款	変更案
（員数） 第２１条　当会社の取締役は、１０名以内とする。	（員数） 第２０条　当会社の監査等委員である取締役以外の取締役は、８名以内とする。
（新設）	②　当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。
（選任） 第２２条　取締役は、株主総会において選任する。	（選任） 第２１条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
②（条文省略） ③（条文省略）	②（現行どおり） ③（現行どおり）
（任期） 第２３条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（任期） 第２２条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	②　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
②　増員または補欠により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の残任期間と同一とする。	③　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（取締役会の招集） 第２４条　（条文省略）	（取締役会の招集） 第２３条　（現行どおり）
②　取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の３日前までにその通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。	②　取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の３日前までにその通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。

現行定款	変更案
③　取締役および監査役の全員の同意があるときは招集の手続きを省略することができる。	③　取締役全員の同意があるときは招集の手続きを省略することができる。
（新設）	④　第１項の規定にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。
（新設）	（監査等委員会の招集） 第２４条　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の３日前までにその通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。 ②　監査等委員全員の同意があるときは招集の手続きを省略することができる。
（新設）	（取締役へ業務執行の決定の委任） 第２５条　当会社は、会社法第３９９条の１３第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

現行定款	変更案
第２５条　（条文省略）	第２６条　（現行どおり）
（新設）	（監査等委員会規則） 第２７条　監査等委員会に関しては、法令または定款に別段の定めのある場合を除き、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。
第２６条　（条文省略）	第２８条　（現行どおり）
（報酬等） 第２７条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によってこれを定める。	（報酬等） 第２９条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によってこれを定める。
第２８条　（条文省略）	第３０条　（現行どおり）
（取締役の責任免除） 第２９条　（条文省略） ②　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、社外取締役との間に、同法第４２３条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（取締役の責任免除） 第３１条　（現行どおり） ②　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第４２３条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

現行定款	変更案
第５章　監査役および監査役会	（削除）
（員数） 第３０条　当会社の監査役は、５名以内とする。	（削除）
（選任） 第３１条　監査役は、株主総会において選任する。 ②　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その過半数をもってこれを行う。	（削除）
（任期） 第３２条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。	（削除）

現行定款	変更案
（監査役会の招集） 第３３条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の３日前までにその通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。 ②　監査役の全員の同意があるときは招集の手続きを省略することができる。	（削除）
（監査役会規則） 第３４条　監査役会に関しては、法令または定款に別段の定めのある場合を除き、監査役会において定める監査役会規則による。	（削除）
（常勤監査役） 第３５条　監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。	（削除）
（報酬等） 第３６条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。	（削除）
（監査役の責任免除） 第３７条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第４２３条第１項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。	（削除）

現行定款	変更案
② 当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、社外監査役との間に、同法第４２３条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	
第６章　会計監査人	第５章　会計監査人
第３８条～第３９条　（条文省略）	第３２条～第３３条　（現行どおり）
（報酬等） 第４０条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得てこれを定める。	（報酬等） 第３４条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得てこれを定める。
第７章　計算	第６章　計算
第４１条　（条文省略）	第３５条　（現行どおり）
（剰余金の配当） 第４２条　当会社は、事業年度末日における最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当を行うものとする。	（削除）

現行定款	変更案
（中間配当） 第４３条　当会社は、取締役会の決議により毎年９月３０日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当をすることができる。	（削除）
（新設）	（剰余金の配当等） 第３６条　当会社は、剰余金の配当等会社法第４５９条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める。
（新設）	（剰余金の配当の基準日） 第３７条　当会社の期末配当の基準日は毎年３月３１日とする。 ②　当会社の中間配当の基準日は、毎年９月３０日とする。 ③　前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
第４４条（条文省略）	第３８条（現行どおり）
（新設）	附則 第１条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第４２３条第１項の監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、免除することができる。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（６名）は、会社法第332条第７項第１号の定めに従い、「定款一部変更の件」の承認可決をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ）５名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	小林（こばやし）　久悦（ひさよし） （昭和22年８月７日生）	昭和49年１月　当社入社 平成８年３月　当社生産本部製造部長 平成15年６月　当社取締役執行役員生産本部製造部長兼桶川工場長 平成16年10月　当社取締役執行役員生産本部副本部長兼品質管理センター長 平成19年３月　当社取締役執行役員生産本部長 平成21年６月　当社常務取締役上席執行役員管理本部長兼経理部長 平成23年６月　当社取締役専務執行役員管理本部長兼経理部長 平成24年１月　当社取締役専務執行役員管理本部長 平成25年８月　当社代表取締役 平成25年12月　当社代表取締役社長（現任）	71,600株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	松村（まつむら）　晃司（こうじ） (昭和26年11月10日生)	昭和49年４月　当社入社 平成13年６月　当社営業本部営業技術部長 平成18年６月　当社取締役執行役員営業本部カスタムエンジニアリング部長 平成19年３月　当社取締役執行役員営業本部営業企画部長 平成21年６月　当社取締役執行役員営業本部副本部長兼営業企画部長 平成23年６月　当社取締役常務執行役員営業本部長兼ＭＲＤ室長 平成24年１月　当社取締役常務執行役員営業本部長兼営業技術部長 平成26年４月　当社取締役常務執行役員営業本部長 平成27年１月　当社取締役常務執行役員エンジニアリング本部長兼エンジニアリング部長（現任） （重要な兼職の状況） 理研実業股份有限公司　董事長	53,700株
3	小谷野（こやの）　純一（じゅんいち） (昭和33年４月５日生)	昭和56年４月　当社入社 平成19年３月　当社技術開発本部技術部長 平成19年６月　当社執行役員技術開発本部技術部長 平成21年６月　当社取締役執行役員技術開発本部技術部長 平成21年７月　当社取締役執行役員技術開発本部副本部長 平成24年１月　当社取締役執行役員生産本部副本部長 平成26年４月　当社取締役執行役員開発・生産本部長 平成26年６月　当社取締役常務執行役員開発・生産本部長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社理研計器奈良製作所　代表取締役社長	36,500株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	石地（いしぢ） 徹（とおる） （昭和28年２月４日生）	昭和53年４月　当社入社 平成14年３月　当社技術開発本部研究部長 平成19年３月　当社品質管理センター長 平成19年６月　当社執行役員品質管理センター長 平成21年６月　当社取締役執行役員品質管理センター長 平成24年１月　当社取締役執行役員技術開発本部副本部長兼研究部長 平成26年４月　当社取締役執行役員営業本部副本部長兼営業技術部長 平成27年１月　当社取締役執行役員営業本部長兼営業技術部長 平成27年４月　当社取締役執行役員営業本部長（現任）	40,500株
5	松本（まつもと） 哲哉（てつや） （昭和39年10月13日生）	昭和62年４月　当社入社 平成18年７月　当社執行役員経理部長兼経営監査室長 平成19年３月　当社執行役員管理本部経理部長兼社長室長 平成21年６月　当社取締役執行役員管理本部総務部長兼経営企画室長 平成21年７月　当社取締役執行役員管理本部副本部長兼総務部長兼経営企画室長 平成26年４月　当社取締役執行役員管理本部長兼総務部長兼経営企画室長（現任）	47,400株

（注）各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査役全員（４名）は、会社法336条第４項第２号の定めに従い、「定款一部変更の件」の承認可決をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	中野（なかの）　信夫（のぶお） (昭和28年６月15日生)	昭和52年４月　当社入社 平成18年３月　当社技術開発本部研究部長 平成19年６月　当社執行役員技術開発本部研究部長 平成23年６月　当社取締役執行役員技術開発本部研究部長 平成24年１月　当社取締役執行役員営業本部ＭＲＤ室長 平成26年４月　当社取締役執行役員品質管理センター長（現任）	28,400株
2	服部（はっとり）　弘志（ひろし） (昭和18年３月14日生)	昭和46年４月　弁護士登録 昭和51年４月　東京八重洲法律事務所開設・パートナー 平成17年３月　シティ法律事務所開設・所長（現任） 平成23年６月　当社監査役（現任） （重要な兼職の状況） シティ法律事務所 所長	―株
3	田中（たなか）　龍彦（たつひこ） (昭和21年９月27日生)	平成11年４月　東京理科大学工学部第一部教授 平成25年６月　当社監査役（現任）	―株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	尾坂（おざか） 周作（しゅうさく） (昭和24年９月26日生)	昭和48年４月　株式会社日本興業銀行入行 平成14年４月　みずほ信託銀行株式会社執行役員 平成15年６月　水戸証券株式会社常務取締役 平成19年６月　同社専務取締役 平成21年６月　同社代表取締役副社長 平成25年６月　当社監査役（現任）	―株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．服部弘志氏、田中龍彦氏、尾坂周作氏は、社外取締役候補者であります。

３．服部弘志氏を社外取締役候補者とした理由

服部弘志氏は、直接企業経営に関与された経験はございませんが、企業法務に関する弁護士としての経験と専門知識を有しており、法律専門家としての客観的立場から当社の経営に対する適切な監督を行っていただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。

４．田中龍彦氏を社外取締役候補者とした理由

田中龍彦氏は、直接企業経営に関与された経験はございませんが、工学博士としての豊富な経験と技術分野に関する知見を有しており、社外取締役としての役割を十分に果たすことが期待されるため、社外取締役候補者といたしました。

５．尾坂周作氏を社外取締役候補者とした理由

尾坂周作氏は、会社経営全般、特に財務分野に関し精通しており、社外取締役としての役割を十分に果たすことが期待されるため、社外取締役候補者といたしました。

６．当社は、社外監査役である服部弘志氏、田中龍彦氏、尾坂周作氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

当社は、社外取締役候補者である服部弘志氏、田中龍彦氏、尾坂周作氏の選任が承認された場合は、各氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額といたします。

７．当社は、服部弘志氏、田中龍彦氏、尾坂周作氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬額は、平成19年６月28日開催の第101回定時株主総会において年額２億５千万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）とご決議いただき今日に至っておりますが、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬枠を廃止し、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、同額の年額２億５千万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と定めることとさせていただきたいと存じます。

現在の取締役は６名ですが、第２号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は５名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額５千万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第２号議案及び第４号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は４名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

第７号議案　当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、当初平成21年６月26日開催の当社第103回定時株主総会の決議に基づき、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、直近では平成24年４月27日開催の取締役会及び平成24年６月27日開催の当社第106回定時株主総会の決議により継続しておりますが（以下「現プラン」といいます。）、その有効期限は、本株主総会終結の時までとなっております。当社では、現プラン継続の決定後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向及び様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、継続の是非も含め、その在り方について引き続き検討してまいりました。

その結果、平成27年４月27日に開催されました当社取締役会において、会社法施行規則第118条第３号に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって、当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、現プランの一部語句の修正を行ったプランを、本株主総会における株主の皆さまのご承認を条件に、継続（以下継続後の対応策を「本プラン」といいます。）することを決定しました。

つきましては、本プランの継続につき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

本プランの主な変更点は、以下のとおりです。

①当社取締役会が大規模買付者から提供を受けた本必要情報に加えて追加的に情報提供を求める場合の期限の上限を設定いたしました。

②語句の修正、文言の整理等を行いました。

承認の対象となる本プランの内容

１．本プラン継続の目的

本プランは、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、現プランを継続するものです。

当社は、当社株式に対する大規模な買付行為や買付提案が行われた場合でも、その目的等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えるものではありません。また、支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合にそれに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆さまの意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、前述のとおり、株式の大規模な買付等の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株

主の皆さまに株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、株主の皆さまや取締役会が株式の大規模な買付等の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要十分な時間や情報を提供することのないもの、買付条件等が対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分または不適当であるもの、対象会社の企業価値の維持・増大に必要不可欠なステークホルダーとの関係を破壊する意図のあるもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

以上の状況を踏まえ、当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付等が行われた場合に、株主の皆さまが適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付等がなされた場合の対応方針を含めた買収防衛策として、本株主総会における株主の皆さまのご承認を条件に、現プランの内容を一部変更し、本プランとして継続することといたしました。

本プランの概要（フロー）につきましては、別紙１をご参照ください。

２．本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、①特定株主グループ（注１）の議決権割合（注２）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注３）の買付行為、②結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）とします。

注1：特定株主グループとは、

（ⅰ） 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第５項に規定する共同保有者をいい、同条第６項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）

または、

（ⅱ） 当社の株券等（同法第27条の２第１項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の２第１項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の２第７項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

（ⅰ） 特定株主グループが、注１の（ⅰ）記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第４項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）または、

（ⅱ） 特定株主グループが、注１の（ⅱ）記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の２第８項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各議決権割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の２第８項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第４項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等または同法第27条の２第１項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

３．特別委員会の設置

大規模買付ルールが遵守されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行いますが、本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、現プランと同様に特別委員会規程（概要につきましては、別紙２をご参照ください。）に基づき、特別委員会を設置いたします。特別委員会の委員は３名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している社外取締役または社外有識者（注）のいずれかに該当する者の中から選任します。現在の特別委員会委員である社外監査役の服部 弘志氏、田中 龍彦氏（両氏とも本株主総会において社外取締役へ就任予定）、社外有識者の武井 洋一氏は、本プランとしての継続後も引き続き就任する予定です。（略歴につきましては、別紙３をご参照ください。）

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討のうえで、当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで対抗措置の発動について決定することとします。特別委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することとします。

なお、特別委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、特別委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

注：社外有識者とは、実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれに準じる者をいいます。

4．大規模買付ルールの概要

（1）大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為または大規模買付行為の提案に先立ち、まず、大規模買付ルールに従う旨の法的拘束力を有する誓約文言を含む以下の内容等を日本語で記載した意向表明書を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

（a）大規模買付者の名称、住所
（b）設立準拠法
（c）代表者の氏名
（d）国内連絡先
（e）提案する大規模買付行為の概要
（f）本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

当社取締役会が、大規模買付者から意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨を公表し、必要に応じその内容についても公表します。

（2）大規模買付者から当社への必要情報の提供

当社取締役会は、上記4．（1）（a）～（f）までの全てが記載された意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大規模買付者に対して大規模買付行為に関する必要な情報（以下「必要情報」といいます。）のリスト（以下「必要情報リスト」といいます。）を記載した書面を交付します。そして大規模買付者には、必要情報リストの記載にしたがい、必要情報を当社取締役会に書面にて提出していただきます。

必要情報の一般的な項目は次のとおりです。その具体的内容は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、いずれの場合も当社株主の皆さまのご判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

（a）大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び組合員（ファンドの場合）その構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴または

沿革、資本構成、財務内容、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）

（b）大規模買付行為の目的、方法及び内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為及び関連する取引の実現可能性等を含みます。）

（c）大規模買付行為の価格の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）

（d）大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

（e）大規模買付行為の完了後に想定している当社及び当社グループの役員候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等

（f）大規模買付行為の完了後における当社及び当社グループの顧客、取引先、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関しての変更の有無及びその内容

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定する場合があります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

なお、上記に基づき、当初提出された必要情報について当社取締役会が精査した結果、当該必要情報が大規模買付行為を評価・検討するための情報として十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して、適宜合理的な期限を定めたうえで（最初に大量買付情報を受領した日から起算して60日を上限とします。）、必要情報がそろうまで追加的に情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するために必要十分な必要情報の全てが大規模買付者から提出されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送し、特別委員会に対して必要情報を提出すると共に、その旨を公表いたします。

また、当社取締役会が必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める必要情報が全て揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を終了し、後記（3）の取締役会による評価・検討を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された必要情報は、特別委員会に提出すると共に株主の皆さまの判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を公表します。

（3）当社取締役会による必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合は最長60日間、その他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を受けつつ、提供された必要情報を十分に評価・検討し、特別委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会として意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉することや、当社取締役会として株主の皆さまへ代替案を提示することもあります。

5．大規模買付行為が実施された場合の対応方針

（1）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置を講じることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。

なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情を合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

（2）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆さまを説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆さまにおいて、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくことになります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の（a）から（ｉ）のいずれかに該当し、結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、例外的に当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲内で、上記（1）に記載の対抗措置の発動を決定することができるものとします。

（a）真に当社グループの経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っていると判断される場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
（b）当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの事業経営に必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っていると判断される場合
（c）当社グループの経営を支配した後に、当社グループの資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っていると判断される場合
（d）当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買収を行っていると判断される場合
（e）大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等による株式の買付を行うことをいいます。）など、株主の皆さまの判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆さまに当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合
（ｆ）大規模買付者の提案する当社株式の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含みますがこれに限りません。）が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分または不適切であると判断される場合
（g）大規模買付者による買付後の経営方針等が不十分または不適切であるため、当社グループの事業の成長性・安定性が阻害され、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に重大な支障をきたすおそれがあると判断される場合
（h）大規模買付者による支配権獲得により、当社の株主の皆さまはもとより、当社グループの持続的な企業価値増大の実現のために必要不可欠な、顧客、取引先、従業員、地域関係者その他利害関係者との関係を破壊するなど、当社の企業価値

ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合
（ⅰ）大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合

（3）取締役会の決議、及び株主総会の開催
当社取締役会は、上記（1）または（2）において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は、特別委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討したうえで対抗措置発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。
具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で当社取締役会が最も適切と判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当を行う場合の概要は原則として別紙４に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当を行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及びその他の行使条件を設けることがあります。
また、当社取締役会は、特別委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆さまに本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下「株主検討期間」といいます。）として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することがあります。
当社取締役会において、株主総会の開催及び基準日の決定を決議した場合、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行することとします。
当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した必要情報、必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆さまに対し、株主総会招集通知と共に送付し、適時・適切にその旨を開示いたします。
株主総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。当該株主総会が対抗措置を発動することを否決する決議をした場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。
また、当該株主総会の終結をもって株主検討期間は終了することとし、当該株主総会の結果は、決議後適時・適切に開示いたします。

（4）大規模買付行為待機期間
株主検討期間を設けない場合は、上記４．（1）「大規模買付者による意向表明書

の当社への事前提出」に記載の意向表明書が当社取締役会に提出された日から取締役会評価期間終了までを、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間をあわせた期間終了までを大規模買付行為待機期間とします。そして大規模買付行為待機期間においては、大規模買付行為は実施できないものとします。

したがって、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとします。

（5）対抗措置発動の停止等について

上記（3）において、当社取締役会または株主総会において、具体的な対抗措置を講じることを決議した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、特別委員会の意見または勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合、当社取締役会において、無償割当が決議され、または無償割当が行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権の効力発生日の前日までの間は、新株予約権無償割当等の中止、または新株予約権無償割当後においては、行使期間開始日の前日までの間は、当社による当該新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆さまの新株予約権は消滅します。）の方法により対抗措置の発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置の発動の停止等を行う場合は、法令及び当社が上場する金融商品取引所の規則等にしたがい、当該決定について適時・適切に開示いたします。

6．本プランの適用開始、有効期限、継続及び廃止

本プランは、本株主総会における株主の皆さまのご承認をもって発効することとし、有効期限は平成30年６月30日までに開催予定の当社第112回定時株主総会終結の時までとします。

ただし、本プランは、本株主総会において継続が承認され発効した後であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行っ

た場合、当社取締役会は、その内容につきまして速やかに公表いたします。
なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、当社が上場する金融商品取引所の規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、株主の皆さまに不利益を与えない場合には、必要に応じて特別委員会の賛同を得た上で、本プランを修正または変更する場合があります。

補足説明
本プランの内容は、上記に記載のとおりですが、（1）本プランによる株主の皆様に与える影響等、及び（2）本プランの合理性についてはそれぞれ以下のとおりです。
株主の皆様におかれましては、これらの点もご考慮の上、本議案につきご承認いただければと存じます。

（1）本プランが株主の皆さまに与える影響等
①大規模買付ルールが株主の皆さまに与える影響等
大規模買付ルールは、株主の皆さまが大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆さまが代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆さまは、十分な情報及び提案のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切なご判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがいまして、大規模買付ルールの設定は、株主の皆さまが適切なご判断を行う上での前提となるものであり、株主の皆さまの利益に資するものであると考えております。
なお、上記５．「大規模買付行為が実施された場合の対応方針」に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否か等により大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主の皆さまにおかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

②対抗措置発動時に株主の皆さまに与える影響
大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合または大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置を講じることがありますが、当該対抗措置の

仕組み上、株主の皆さま（大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者及び会社に回復し難い損害をもたらすなど当社株主全体の利益を損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

当社取締役会が具体的対抗措置を講じることを決定した場合には、法令及び当社が上場する金融商品取引所規則等にしたがい適時・適切に開示いたします。

対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当を実施する場合には、新株予約権の割当期日において株主名簿へ記録されている株主の皆さまに対して割当を実施します。株主の皆さまは引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当を受け、また当社が新株予約権の取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続は必要となりません。ただし、この場合当社は、新株予約権の割当を受ける株主の皆さまに対し、別途ご自身が大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めることがあります。

なお、当社は、新株予約権の割当期日や新株予約権の効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の割当を中止し、または当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主の皆さまは、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

（2）本プランの合理性について （本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて）

①買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成１７年５月２７日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また経済産業省に設置された企業価値研究会が平成２０年６月３０日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

②株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入・継続されていること

本プランは、上記１．「本プラン継続の目的」に記載のとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆さまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆さまのために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入・継続したものです。

③株主意思を反映するものであること

本プランは、本株主総会における株主の皆さまのご承認をもって発効することとしており、本株主総会において本プランに関する株主の皆さまの意思を問う予定であり、その継続について株主の皆さまのご意向が反映されることとなっております。

また、本プラン継続後、有効期間中であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆さまのご意向が反映されます。

④独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、上記５．「大規模買付行為が実施された場合の対応方針」に記載のとおり、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される特別委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

⑤デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

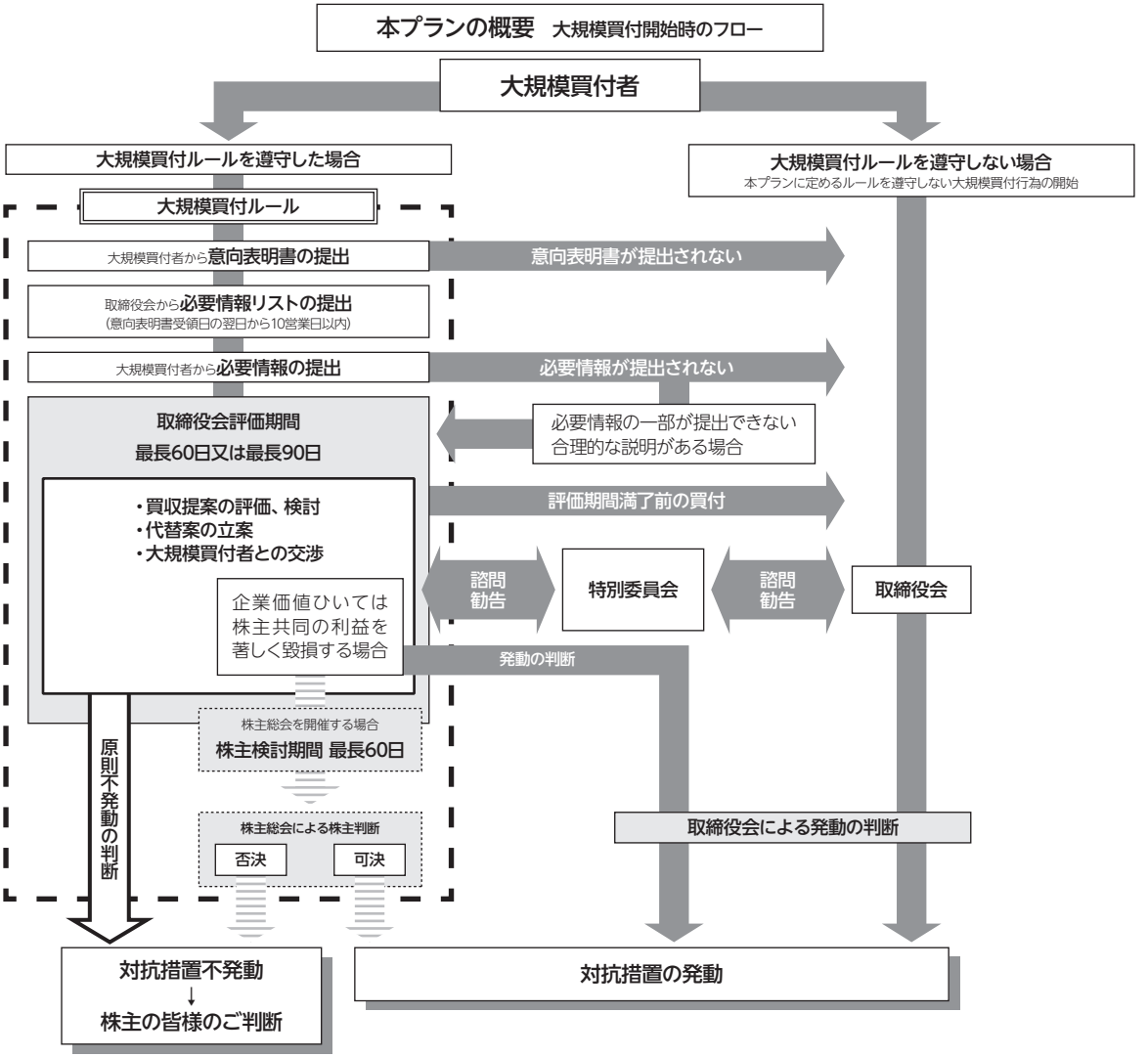
また、当社は取締役の任期を２年としておりますが、当該任期につきましては期差任期制を採用していないため、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもございません。

（注）第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、当社取締役（監査等委員である取締役は除く。）の任期は１年となりますが、いずれにしても、本プランは、スローハンド型買収防衛策ではございません。

なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

以　上

（別紙１）



（注）本図は、本プランのご理解に資することを目的として、代表的な手続きの流れを図式化したものであり、必ずしも全ての手続きを示したものではございません。詳細につきましては、本文をご覧ください。

（別紙２）

特別委員会規程の概要

・　特別委員会は当社取締役会の決議により設置する。

・　特別委員会の委員は３名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役または社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議により選任される。

・　社外取締役である委員の任期は、その取締役としての任期と同じとし、社外有識者である委員の任期は、その選任後３年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度の当社定時株主総会終了後最初に開催される当社取締役会の終結の時までとする。但し、当社取締役会等において本プランの廃止をする旨の決議をした場合、委員の任期は本プランの廃止と同時に終了する。

・　特別委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの判断、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かの判断、対抗措置の発動不発動の判断、一旦発動した対抗措置の停止の判断など、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由及び根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、特別委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。

・　特別委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとする。

・　特別委員会の決議は、特別委員会メンバーの過半数が出席し、出席した委員の過半数をもってこれを行う。

以　上

（別紙３）

特別委員会委員の略歴

本プラン継続後の特別委員会の委員は、引き続き以下の３名を予定しております。

氏　　名	武井　洋一		
略　　歴	平成　５年	４月	弁護士登録（第一東京弁護士会）
			岩田合同法律事務所入所
	平成１２年	４月	明哲総合法律事務所（現　成和明哲法律事務所）入所
	平成１５年	６月	日本トムソン株式会社社外監査役
	平成１８年	６月	山崎金属産業株式会社社外監査役（現）
	平成２０年	３月	成和明哲法律事務所パートナー（現）
	平成２５年	６月	日本トムソン株式会社社外取締役（現）

氏　　名	服部　弘志		
略　　歴	昭和４６年	４月	弁護士登録（第二東京弁護士会）
	昭和５１年	４月	東京八重洲法律事務所開設 パートナー
	平成１７年	３月	シティ法律事務所開設・所長（現）
	平成２３年	６月	当社社外監査役（現）

氏　　名	田中　龍彦		
略　　歴	平成１１年	４月	東京理科大学工学部第一部教授
	平成２５年	６月	当社社外監査役（現）

上記、各特別委員と当社の間には特別の利害関係はありません。

尚、社外監査役 服部 弘志氏、田中 龍彦氏は、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。

※第４号議案『監査等委員である取締役４名選任の件』のご承認を頂き決議の効力が発生した場合に、服部弘志、田中龍彦の両氏は社外取締役に就任予定です。

以　上

（別紙４）

新株予約権無償割当の概要

１．新株予約権無償割当の対象となる株主及びその割当方法
　当社取締役会で定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）１株につき１個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割り当てる。

２．新株予約権の目的となる株式の種類及び数
　新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権１個当たりの目的となる株式の数は１株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

３．株主に割り当てる新株予約権の総数
　当社取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）を減じた数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

４．各新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額
　各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は１円以上で当社取締役会が定める額とする。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主に新株を交付することがある。

５．新株予約権の譲渡制限
　新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

６．新株予約権の行使条件
　議決権割合が２０％以上の特定株主グループに属する者（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除きます。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

７．新株予約権の行使期間等
　新株予約権の割当がその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記６.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権１個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨や当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得する旨の条項を定めることがある。

以　上

株主総会会場ご案内図

会　　場：東京都板橋区小豆沢二丁目８番25号
理研計器株式会社　本社別館会議室
電 話（03）3966-1121（代表）
最　寄　駅：都営地下鉄三田線「志村坂上駅」Ａ１出口から徒歩約10分
国際興業バス　「小豆沢一丁目」バス停下車　徒歩約５分

